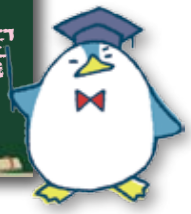




### 1じかん✕ キャバクラ被害



最近よく聞く相談の一つが、キャバクラで極めて高額なお金を請求されるといふものです。

『二軒目、二軒目と飲んで気分が良くなって来た時に、まだ物足りないと思つてキャバクラに行きました。行った時間はすでに深夜で、かなり酔つていたのでお店に入った記憶ももうすっかりありません。そこからお店で飲んだら、その後の記憶が完全になくなつていて、気がついたら朝でした。お店の中で何をしたのか、何を飲んだのかの記憶はないが、持っていたクレジットカードが全て上限まで使われてしまつていました。その合計額は、約200万円にもなりません・・・』

こんな、どこぞのぼったくり



(弁護士 丹野駿吉)

キャバクラもビックリな話が、実際にあるのです。

このような、本人が全く覚えていない間にクレジットカードが決済されてしまつているパターンが被害が、特に年末年始にかけて見受けられました。自分に記憶がない時のことなので、なかなか言い出しにくいかもしれませんが、このような被害に遭つてしまったと思つたら、すぐに弁護士に相談して頂ければと思います。

このような被害に遭わないためには、まず、一人ではなるべく行かない、ということ。お店は一人で誰も目撃者がいないところにつけ込んでいるのです。また、クレジットカードだからこまごま高額な被害に遭うということもあるのです、クレジットカードを持たず、現金のみ握りしめていく、というのも考えられるかもしれません。

ただ、そこまで注意して行くキャバクラが果たして楽しいのか疑問ですが・・・

(弁護士 丹野駿吉)

### 3じかん✕ 消費者契約法改正のポイント



大量生産大量消費があたりまえの現在。私たちが物を買つたりサービスを受けたりするとき、その相手は事業者であることがほとんどです。

たとえばスマホを買おうと思つたら、使い勝手や料金プランなど、私たちは正確な情報を知りたいと思います。でも、実際には、電気屋さんや携帯ショップの店員さんの説明をうのみにしてしまいがちです。場合によっては、業者都合のいいように料金プランを組まれてしまうこともあるかもしれません。

このように、消費社会では、事業者と消費者の間に、情報も、交渉力も、大きな格差がある中で取引をしていかねばなりません。消費者契約法は、事業者を相手とする取引について、消費者を保護しようとするものです。

たとえば、よく分からない金融商品を、「必ず値上がりしますよ」と説明されて購入させられた場合のように、事業者の不当な勧誘により契約をさせられたら、消費者は消費者契約法で契約を取消することができます。

最近、この消費者契約法が改正されました。

今まで、不当勧誘による契約の取消ができるのは、消費者が騙されたのに気付いてから6ヶ月に限られていました。それが、昨年6月から1年にのびました。

他にも、契約の取消ができる類型を増やすなどの改正がされました。

消費者の使い勝手を良くしようとして法改正が試みられています。悪徳業者の悪知恵のいたちこつこつは止まる気配がありません。一方、細かい契約書なんて誰もが見たくないのと一緒で、法律を細かく定めていくと、消費者が自分で勉強する気が削がれてしまうかも・・・。「あれ、おかしいな」と思つたら、一人で悩まずに、お早めにお気軽に相談ください。

(弁護士 石川智士)

### 2じかん✕ サクラサイト



いわゆる「サクラサイト商法」による被害が、まだまだ後を絶ちません。

ある日突然「1億あげます」というメールが届き、軽い気持ちでやり取りを始めたら、実はメールのやり取りには「ポイント」などと呼ばれるサイト内で使えるお金が必要で、やり取りをするためにポイントを大量に使い、気がついたら多額のお金を支払わされてしまった。

あるいは、古いサイトに登録したら呪文のような言葉を送るよう指示されたり『●●と3回唱えて下さい。終わったら「完了」と送って下さい』と、古いや鑑定とは関係ない指示をされ、そうしたメールのやり取りにやはりポイントが必要で、いつのまにか多額のお金を支払わされてしまった、というような被害です。

このような被害は、銀行振込決済だけではなく、クレジットカード決済、電子マネー決済、コンビニ決済など、サイトのポイントを買うためには色々な決済方法が選べるようになってきている場合がほとんどです。やり取りをしている間は、どれだけお金を遣つたのかわかりにくく、気がつくころには「こんなに使っていたの!？」と愕然とする

このような被害は、銀行振込決済だけではなく、クレジットカード決済、電子マネー決済、コンビニ決済など、サイトのポイントを買うためには色々な決済方法が選べるようになってきている場合がほとんどです。やり取りをしている間は、どれだけお金を遣つたのかわかりにくく、気がつくころには「こんなに使っていたの!？」と愕然とする

私も執筆者の1人として参加した『サクラサイト被害救済の実務』という書籍が発刊されました。興味のある方はぜひご覧下さい。

(弁護士 宮西陽子)

### 課外授業 地元・埼玉の 消費者団体 について教えて!



埼玉には、NPO法人埼玉消費者被害をなくす会(略称…なくす会)という消費者団体があり、私も理事として参加しています。

今回、この「なくす会」の活動をご紹介します。

「なくす会」はこれまで、消費者と事業者の契約において、不当な勧誘行為(例えば、根拠がないのに必ず痩せる、必ず儲かるなどの表示や、常に値引きをしているのに、今だけ特別という表示をしての勧誘や、契約内容が一方的に事業者有利な不当条項を含む契約(例えば、いかなる理由でも解約できないとか、解約するのに高額な違約金を支払われる等)について、事業者に対して、今後そういった不当勧誘行為や、不当条項を含む契約をしないようにと申入れを行ってきました。

また、事業者が申入れ後も改善をしない場合には、裁判所に差止め請求訴訟を提起することもできます。こういった活動を通じて、消費者被害を未然に防止する役割を担ってきましたが、これまでの活動はいわば予防であり、被害に遭つた消費者の直接救済になるものではありませんでした。

そこで、消費者団体が、これまでの差止め請求だけではなく、

個々の消費者の被害回復も可能とすべく、法律が整備されました。平成28年10月から、新たに消費者裁判手続特別法が施行され、我が「なくす会」も平成30年4月、この集团的被害回復制度を利用できる「特定適格消費者団体」に全国で3団体目として新たに認定を受けました。

これまでも地元・埼玉に根付き、埼玉県内の消費者被害の防止に向けた活動を中心に行ってきましたが、今後は、差止め請求のみならず、被害回復という大きな役割も担うことになりました。埼玉には「なくす会」があると皆様からも信頼されるように、消費者被害の防止・救済の為に、活動をしていきたいと思つています。

(弁護士 松苗弘幸)